

小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策に関する検討の進め方(案)

時期	内容
7月29日	第92回総会 諮問、諮問理由説明
8月6日	初等中等教育分科会 ・分科会に「小中一貫教育特別部会」を設置 ・自由討議
8月下旬以降	特別部会等における集中審議(月2回程度開催) ① 実態調査及びヒアリング等に基づく小中一貫教育の現状・課題の分析 ② 制度設計の基本的な方向性 ③ 小中一貫教育の総合的な推進方策 等について審議 ※ 総括的事項は「小中一貫教育特別部会」、教員免許制度については、「教員養成部会」で審議(検討状況を適宜共有)
10月末	答申素案 ⇒ 分科会に報告・審議 ⇒ パブリックコメント
12月上～中旬	答申案とりまとめ ⇒ 分科会に報告・審議
12月下旬～1月上旬	総会(答申)
----- 通常国会に法律改正案を提出	

平成26年

平成27年

初等中等教育分科会における部会の設置について（案）

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成二十五年二月二十七日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成二十五年四月三日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

- 1 教育課程部会
（所掌事務）
初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 教員養成部会
（所掌事務）
 - ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
 - ② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 教育行財政部会
（所掌事務）
初等中等教育の教育行財政及び制度に関する重要事項を調査審議すること。
- 4 幼児教育部会
（所掌事務）
幼児教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- 5 高等学校教育部会
（所掌事務）
高等学校教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- 6 小中一貫教育特別部会
（所掌事務）
小中一貫教育の制度設計や、小中一貫教育の総合的な推進方策に関する専門的な調査審議を行うこと。